

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 月 23 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 齋藤 博之

1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 近畿地方整備局管内道路情報便覧収録整理業務
数量 1 式 (電子調達システム対象案件)

(2) 調達案件の概要

国土交通省では、特殊車両通行手続きの迅速化および効率化を図るため、道路情報便覧への新規収録および収録済み内容の精度向上を促進することとしており、地方公共団体等の道路管理者が行うことになっている便覧更新データの作成を国が代行する取組（以下、「代行収録」）を進めている。

本業務は、近畿地方整備局管内の各道路管理者に対する依頼の回答をとりまとめ、令和 8 年度末に道路情報便覧を更新するための資料を作成するものである。

- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで
(4) 履行場所 大阪府大阪市中心区大手前 3 - 1 - 4 1
近畿地方整備局

(5) 入札方法

- ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
- ② 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- ③ 当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。
 - a) 不落随契に伴う見積依頼は、2 回目の入札を行ったものに対して行うものとする。
 - b) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
 - c) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。
なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。
 - d) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

（６）電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式記名押印願を提出するものとする。

２．競争参加資格等

（１）競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
- ③ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑤ 入札説明書及び図書等を下記３（３）の交付方法により、下記３（２）の交付期間に、電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を下記３（５）の受領期限までに提出した者であること。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦ 平成２８年度以降において、国・特殊法人・地方公共団体等において発注した道路施設データの作成・とりまとめに関する業務の元請けとしての履行実績があり、実績が確認出来る資料を提出した者であること。「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）とする。

※上記（注１）から（注４）については巻末に記載する。

３．入札書の提出場所等

- （１）入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒５４０－８５８６

大阪府大阪府中央区大手前３－１－４１大手前合同庁舎８階

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話０６－６９４２－１１４１（内線２５３６）

(2) 入札説明書及び図書等の交付期間

別表 1 のとおり。

(3) 入札説明書及び図書等の交付する場所及び方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記 3 (1) に問い合わせること。

(4) 電子調達システムの URL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(5) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限

別表 1 のとおり。

(6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期間

別表 1 のとおり。

(7) 開札の日時及び場所

日時 別表 1 のとおり。

場所 近畿地方整備局 入札室

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記 3 (4) に示す URL に提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記 3 (1) に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するための IC カードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

① 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。

(注 1) 「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株)：新関西、成田
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構、労働者健康安全機構、(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条から第 3 条に示す独立行政法人を含む)
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

(注 2) 「地方公共団体」とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団
都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体
特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

(注 3) 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であつて、平成20年12月1日現在、現に存する法人であつて、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

別表 1

3. (2)	入札説明書及び図書等の 交付期間	令和 8 年 1 月 23 日から 令和 8 年 2 月 10 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (ただし、最終日は 12 時 00 分まで) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. (5)	申請書等の 受領期限	令和 8 年 2 月 10 日 12 時 00 分
3. (6)	入札書の提出期間	令和 8 年 3 月 13 日から 令和 8 年 3 月 16 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
3. (7)	開札の日時	令和 8 年 3 月 17 日 11 時 00 分